

一宮町告示第 30号

本町の区域内の字の区域及び名称を次のとおり変更する旨、地方自治法第 260 条第 2 項の規定により告示する。

(なお、この告示は、平成 16 年 10 月 5 日から効力を生ずる。)

平成 16 年 10 月 5 日

一宮町長 近 藤 直

変 更 調 書

新		旧		地 番
大 字	字	大 字	字	
一宮	安房主	一宮	後田	4, 465 の 1 の内～4, 465 の 3 の内 4, 466 の内 4, 467 の 2 の内 4, 468 の内 4, 469 の 3 の内
	後田		安房主	4, 445 の 1 の内 4, 446 の内 4, 447 の 2 の内 4, 448 の 2 の内 4, 449 の 1 4, 450 の 1 の内 4, 451 の 2 4, 452 の 2 の内 4, 454 の内～4, 457 の内 4, 460 の内 4, 461 4, 462 の 1 の内
			関東台	4, 490 に隣接する道路である公有地の全部

及びこれらの区域に隣接する道路である公有地の全部

備考 上記の土地の表示は、平成 15 年 10 月 1 日現在の土地登記簿謄本によるものである。